

お知らせ

一般不妊治療助成の変更について

平成19年4月1日から、一般不妊治療助成対象者の所得制限が緩和されました。

○旧 夫および妻の前年の所得の合計額が650万円未満の夫婦

請求書は、福祉課（☎77-5505）または各総合支所の窓口においてあります。

○改正後 夫および妻の前年の所得の合計額が730万円未満の夫婦

※資格要件などのお問い合わせは、独立行政法人平和祈念事業特別基金まで。

また、申請時の添付書類として「戸籍謄本もしくは夫婦双方の戸籍抄本または外国人登録原票記載事項証明書」の提出を求めています。

○無料電話

0120(234)933

○ホームページ

<http://www.heiwa.go.jp>

大島田舎美術館からのお知らせ

大島田舎美術館では、町民の芸術文化の振興を図るため生涯学習作品をはじめとする美術作品等を展示される方の募集をしています。各団体展や個展（二人展・三人展も可）などの、多数のお申し込みをお待ちしています。

大島田舎美術館では、町民の芸術文化の振興を図るため生涯学習作品をはじめとする美術作品等を展示される方の募集をしています。各団体展や個展（二人展・三人展も可）などの、多数のお申し込みをお待ちしています。

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆様へ

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者、戦後、ソ

■問い合わせ／大島教育支所 ☎74-5300

農地の無断転用を防ごう！

農地の転用には許可が必要です



農地を宅地、駐車場、道路、植林地等の農地以外のものにする（転用）には、知事の許可（農地の面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければなりません（農地法第4条、第5条）。

なお、この場合は、許可申請に先立ち事前審査を受けることができます。

農地を青空駐車場として利用する場合や農業施設を建てる場合なども転用になりますので許可が必要です。ただし、農地を自己の農地の利用・保全のために必要な施設（水路、道路等）や2アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎等）に転用する場合は許可が不要です。（この場合、あらかじめ農業委員会へ農地転用制限例外の届出を提出してください。）

○農地転用の判断基準は？
農地法では、優良農地を確保するとともに、農業以外の土地利用との調整を図るため、次の2つの基準により転用の可否を判断することとしています。

○農地転用の許可申請手続きは？
農地転用の許可申請手続きは、次のとおりです。

1 立地基準（申請に係る農地の営農条件や周辺の市街地化の状況から転用の可否を判断する基準）
農用地区域内にある農地や集团的に存在する農地等良好な営農条件を備えている農地については、農業用施設、集落接続の住宅等を除き原則として転用を許可することができません。

1 県知事の許可
（農地が4ヘクタール以下の場合）
県知事の許可を受けようとする場合は、申請書を農業委員会を経由して県知事に提出してください。

一方、市街地の区域内や市街地化が見込まれる区域内にある農地については転用を許可することが可能です。

2 農林水産大臣の許可
（農地が4ヘクタールを超える場合）
農林水産大臣の許可を受けようとする場合は、申請書を県知事を経由して農林水産大臣に提出してください。

2 一般基準（土地の効率的な利用の確保という観点から転用の可否を判断する基準）
農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合や周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合等は転用を許可することができません。

2 農林水産大臣の許可
（農地が4ヘクタールを超える場合）
農林水産大臣の許可を受けようとする場合は、申請書を県知事を経由して農林水産大臣に提出してください。

■問い合わせ／
周防大島町農業委員会（農林課内）
☎79-1002